

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	大津市保健所保健予防課
委 託 業 務 名	令和 6 年度滋賀県予防接種広域化事業業務
委 託 業 務 場 所	契約相手方医療機関
概 要	居住する市町外（滋賀県内に限る）の医療機関における予防接種の実施
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	(1)委託金額は、診察料、接種手技料、ワクチン料および接種に必要な医療器具代金を合算した金額（消費税込み）とする。 (2)委託金額は、被接種者の居住する市町が設定した額とする。
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 滋賀県栗東市継一丁目 1 0 番 7 号〔名称〕（一社）滋賀県医師会 〔所在地〕 滋賀県大津市京町四丁目 3 番 2 8 号〔名称〕（一社）滋賀県病院協会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本事業については、接種機会確保の観点から県内全域の医療機関で実施する必要があるため、県内の医療機関が加入する一般社団法人滋賀県医師会及び一般社団法人滋賀県病院協会を選定する。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。